

海事研究協議会規約（2025.05.01.改正）

第1条 名称

本会は海事研究協議会と称する

第2条 目的

本会は民官学の海事に従事する者が個人の資格で参加し、海事社会が直面する諸課題について、自主的に調査・研究・協議することにより、その成果を社会に発信することを目的とする。

第3条 事業

本会は第2条の目的に合致した事業を行う。
また、目的に関連した、講演会、フォーラム、見学会等を行う。

第4条 事務局

本会は〒577-8505 東大阪市御厨栄町4-1-10 大阪商業大学総合経営学部田中研究室に事務局を置く。

第5条 会員

本会の会員は、入会申請の提出後、理事会が認めたものとする。

第6条 退会

会員の退会は以下の場合とする。

- （1）会員が退会の意思を事務局に通知したとき。
- （2）会員が死亡したとき。
- （3）会員が第7条で定める本会の会費を1年以上滞納したとき。
- （4）会員が本会あるいは本会会員の名誉を棄損したと理事会が認めたとき。

第7条 会費

本会の会費は、徴収の必要が生じたとき、別途取り決める。

第8条 役員

1. 本会は次の役員を置く。

- （1）代表理事 1名
- （2）理事 若干名
- （3）事務局長 1名
- （4）監事 1名

2. 代表理事は必要と判断した場合、副代表理事を任命することができる。

3. 事務局長は必要と判断した場合、事務局次長を任命することができる。

第9条 役員を選出および任期

- （1）理事は会員の互選による。
- （2）代表理事は理事の互選による。
- （3）事務局長は理事の互選による。
- （4）監事は会員の互選による。
- （5）役員任期は2年とし、重任を妨げない。
- （6）役員が任期途中で退任した場合、後任役員は理事会が選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

第10条 顧問

代表理事は顧問を任命することができる。

第11条 役員の職務

- (1) 代表理事は本会を代表する。
- (2) 理事は理事会を構成し、事業の方針を審議する。
- (3) 事務局長は本会の運営に関する事務を執り行う。
- (4) 監事は会計帳簿および決算書類並びに事業を監査し、その結果を理事会に報告する。
- (5) 副代表理事は代表理事に支障がある場合、事務局次長は事務局長に支障がある場合、その職務を代行する。

第12条 理事会

- (1) 理事会の構成員は代表理事および理事とする。
- (2) 理事会は代表理事が招集する。
- (3) 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。
- (4) 理事会は事業の方針その他重要な事項を審議し、出席者の過半数の賛成を持って議事を決する。
- (5) 顧問及び監事は代表理事の求めに応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。
- (6) 理事会はオンライン、書面あるいは電子メールによって開催することができる。

第13条 総会

- (1) 総会の構成員は全ての会員とする。
- (2) 総会は理事会の決議をもって代表理事が招集する。
- (3) 総会の議長は代表理事が行う。
- (4) 総会は、毎事業年度終了後に開催する。
- (5) 総会はオンライン、書面あるいは電子メールによって開催することができる。
- (6) 総会には定足数を設けない。
- (7) 総会においては下記を行う。
 - ①各事業年度の事業報告及び会計報告
 - ②理事会の決議事項報告
 - ③当会の事業の方針やその他の重要な事項についての意見の交換
 - ④その他理事会が必要と認める事項

第14条 会計

- (1) 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金その他の収入によって、これを支弁する。
- (2) 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日をもって終了する。
- (3) 決算は監事の監査を受けたのち、理事会が承認する。